

**諮問第29号の答申**  
**経済構造統計の指定の変更、経済センサス-活動調査の実施**  
**並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業**  
**実態調査の変更について（案）**

本委員会は、経済構造統計の指定の変更、経済センサス-活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 経済構造統計の指定の変更

(1) 変更の適否

指定を変更して差し支えない。

(2) 理由

経済構造統計（すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計）について、その作成者を「総務大臣」から「総務大臣及び経済産業大臣」に変更する計画である。

これについては、経済構造統計を作成する目的で実施する基幹統計調査として、現在、総務大臣が実施する経済センサス-基礎調査（以下「基礎調査」という。）があるが、さらに経済センサス-活動調査（以下「活動調査」という。）を新たに実施するものであり、その実施者が総務大臣及び経済産業大臣であるため、作成者を変更することは、妥当である。

2 経済センサス-活動調査の実施

(1) 承認の適否

統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の要件のすべてに適合しているため、調査の実施を承認して差し支えない。

(2) 理由等

ア 調査の目的等

活動調査は、経済構造統計を作成することを目的として、事業所及び企業の存在の捕捉に重点をおいて実施する基礎調査では把握していない事業所及び企業の活動を把握することに重点をおいて実施されるものであり、経済構造統計の目的を達するために必要不可欠な調査である。

イ 調査対象

活動調査の対象とする事業所については、日本標準産業分類に掲げる産業に属す

る事業所のうち、基礎調査の対象である事業所から国及び地方公共団体の事業所を除いた事業所を活動調査の対象とする計画である。

これについては、調査対象としない国及び地方公共団体の事業所については、行政記録を活用した集計を行うこととしており、効率的実施及び調査対象の負担軽減の観点から、妥当である。

また、調査対象名簿の作成については、基礎調査の統計調査結果に加え、商業登記簿情報等も取り込む計画となっている。

これについては、行政記録情報の利用が図られるとともに、調査対象の捕捉率を高めることにより結果の精度向上に資することから、妥当である。

## ウ 調査方法

調査方法については、単独事業所に対する方法と複数の事業所を有する企業の事業所（以下「複数事業所企業」という。）に対する方法の二種類で構成され、いずれも平成 24 年 2 月 1 日現在で実施される。

まず、単独事業所については、調査員による調査票の配布・回収を行うことを原則とするが、積雪地域においては調査員による調査票の配布を行い、郵送により市町村が回収を行う計画である。次に、複数事業所企業については、国・都道府県・市の直轄調査とし、企業の本社に傘下事業所分を含む調査票を郵送で配布をし、郵送またはオンラインにより回収を行う計画である。

これらについては、単独事業所に係る積雪地域における調査票の郵送による回収、及び複数事業所企業に対する国・都道府県・市の直轄調査により調査員の事務負担の軽減が図られることから妥当である。

また、直轄調査における調査票の発送、督促、照会等を民間事業者に委託して実施する計画である。これについては、直轄調査の民間委託により地方公共団体の事務負担の軽減が図られることから妥当である。

さらに、国民経済計算へのデータ提供のために、単独事業所のうち製造業に属する一定規模以上の事業所については、国の直轄調査とし、重点的に調査票の督促回収を行う計画である。これについては、国の直轄調査とすることにより重点的に調査票の督促回収を行うことで、国民経済計算への提供データを早期に集計することを実現するためのものであり、妥当である。

## エ 調査事項

調査事項については、共通調査事項として経営組織、従業者数、売上（収入）金額等を把握し、産業別調査事項として事業別（生産、収入）金額等を把握する計画である。これは母集団情報の整備及び産業構造の把握の観点並びに国民経済計算、産業連関表等に資する観点から設計されており、おおむね妥当である。

ただし、経理項目については、原則、平成 23 年 1 月から 12 月までの 1 年間の数値の記入を求めることとしているが、この期間で記入できない場合は、平成 23 暦年を最も多く含む決算期間の記入を求める計画である。これについては、調査票の回収率を確保する観点、調査対象の負担軽減の観点からはやむを得ないが、結果精

度を考慮し、原則平成 23 暦年の数値が記入されるよう調査対象に協力を求める必要がある。

また、売上金額、費用総額、退職金等については、調査票の説明のみではその記入に際し誤解が生じるおそれがある。したがって、調査対象が正確に記入できるよう、これらについて、記載を求める内容を記入要領等において明確に提示する等の措置が必要である。

#### オ 集計事項及び結果の公表

集計事項については、経済構造の把握に資することに加え、活動調査の実施に伴い中止又は廃止される統計調査（工業統計調査等）の結果については、活動調査の結果を代替的に利用することで、当該統計の継続性を確保する設計となっており、妥当である。

結果の公表については、インターネット及び印刷物により、速報集計は平成 25 年 1 月末までに、確報集計については、平成 25 年夏以降順次公表する計画である。

このうち、確報集計については、できるだけ早期に公表することが望ましいものの、今回が第 1 回目の実施であること、また、調査事項が多岐にわたることから公表時期が具体的に明記されないことはやむを得ない。

ただし、利用者の利便等を考慮し、可能な限り早期に確報集計の公表予定時期を発表する必要がある。

また、公表の際には、利用者の誤解が生じないように、売上金額、費用総額、退職金等集計事項について、どのような内容を集計しているかを報告書等において明確に提示する必要がある。

### (3) 今後の課題

活動調査については、事業所と企業という両経済主体の全体を同時に調査するこれまでにない調査であり、事業所と企業の経理事項の関係が明確になり、利用者における利用可能性を格段に広げることが期待される。

しかし、企業内の事業所の売上高の合計と企業の売上高は、企業の内部取引額の扱いにより異なることとなる。

このため、事業所の売上金額に占める企業の内部取引額を把握することは、調査対象の負担を考慮すれば今回の活動調査において実施することは困難としても、今回の調査結果を十分に検証し、次回に向けて全産業の企業の内部取引額をどのように把握できるかについて検討する必要がある。

## 3 工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更

### (1) 工業統計調査の実施時期の変更

#### ア 変更の適否

調査の変更を承認して差し支えない。

#### イ 理由

経済産業省は、工業統計調査の調査周期を活動調査の調査実施年の前年を除き毎年実施することに改め、これにより、平成 23 年実施の工業統計調査を中止する計画である。

これについては、活動調査において工業統計調査の調査事項を把握することから結果の継続性は保たれるとともに、調査対象の負担軽減に資することから、妥当である。

## ( 2 ) 商業統計調査の実施時期の変更

### ア 変更の適否

調査の変更を承認して差し支えない。

### イ 理由

経済産業省は、これまで商業統計調査の調査周期を平成 9 年以降 5 年ごとに実施し、商業統計調査（簡易調査）は、商業統計調査を行った年から 2 年目に当たる年に行うこととしていたが、商業統計調査（簡易調査）の調査事項を活動調査で把握することを前提として、既に商業統計調査（簡易調査）は廃止の手続きを終了している。今回、商業統計調査については、活動調査よりさらに詳細な情報を把握するため別途実施が必要な調査として、その実施時期を活動調査実施年の 2 年後に改め、これにより、平成 24 年実施予定の商業統計調査の実施時期を変更する計画である。

これについては、商業統計調査を引き続き実施する必要性はあるものの、実施時期の調整を行わなければ、商業活動の実態を把握する統計調査の実施が重なることになるため実施時期を変更するものであり、調査対象の負担軽減に資することから、妥当である。

## ( 3 ) 特定サービス産業実態調査の実施時期の変更

### ア 変更の適否

調査の変更を承認して差し支えない。

### イ 理由

経済産業省は、特定サービス産業実態調査の調査周期を今回の活動調査の調査実施年の前年を除き毎年実施することに改め、これにより、平成 23 年実施の特定サービス産業実態調査を中止する計画である。

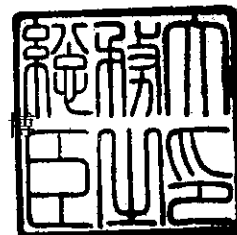
これについては、活動調査において特定サービス産業実態調査の主要な調査事項を把握することから主要結果の継続性は保たれるとともに、調査対象の負担軽減に資することから、妥当である。



総政企第250号  
平成22年10月22日

統計委員会委員長  
樋口美雄 殿

総務大臣  
片山善



諮問第29号

経済構造統計の指定の変更、経済センサス-活動調査の  
実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サー  
ビス産業実態調査の変更について（諮問）

標記のうち、経済構造統計の指定については、別紙の「I 経済構造統計の指定の  
変更」のとおり作成者の変更が必要となった。

また、経済センサス-活動調査の実施については、平成22年10月15日付け総統基第  
239号平成22・10・12統第1号により総務大臣及び経済産業大臣から別添「基幹統計調査  
の実施について（申請）」の申請があった。

さらに、工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更につい  
ては、平成22年10月5日付け平成22・09・27統第1号により経済産業大臣から別添「基  
幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があった。

これらのため、指定の変更及び承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年  
法律第53号）第7条第3項において準用する同条第1項、第9条第4項及び第11条第  
2項において準用する第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

(別紙)

## 諮 問 の 概 要

(経済構造統計の指定の変更、平成24年に実施される経済センサス-活動調査の承認、工業統計調査の平成23年調査の中止、商業統計調査の実施時期の変更及び特定サービス産業実態調査の平成23年調査の中止について)

### 経済構造統計の指定の変更

経済構造統計は、産業関連統計の根幹を成す最も基本的な統計として、すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計である。この経済構造統計は、事業所及び企業の捕捉に重点を置いた経済センサス-基礎調査(基幹統計調査)と経理項目の把握に重点を置いた経済センサス-活動調査(以下「活動調査」という。)の2つの統計調査から作成されるものである。

今回、経済構造統計を作成することを目的とする統計調査として、従来の総務大臣が実施する経済センサス-基礎調査に加えて、活動調査を総務大臣及び経済産業大臣が共同で実施することとするため、経済構造統計の作成者を総務大臣及び経済産業大臣に変更する。

### 平成24年に実施される経済センサス 活動調査の承認

#### 1 調査の目的等

活動調査は、経済構造統計を作成することを目的として実施する調査である。

活動調査は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項第3号に規定される基幹統計(経済構造統計)を作成するための基幹統計調査に位置付けられる。

活動調査は、旧統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計として実施されていた事業所・企業統計調査、サービス業基本調査及び本邦鉱業のすう勢調査に代わる調査として新たに実施されるものである。

さらに、活動調査の実施により、工業統計調査、特定サービス産業実態調査は平成23年の調査を中止するとともに、商業統計調査は、平成24年の調査を平成26年実施に変更する。

活動調査の結果は、国民経済計算や産業連関表の基礎資料、サービス分野の統計情報の整備、事業所・企業を対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報の整備等、幅広く利用される予定である。

#### 2 申請の趣旨

活動調査を平成24年に新たに実施することを計画していることから、統計法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求めるものである。

#### 3 調査の内容

##### (1) 調査期日

平成24年2月1日現在で実施する。

##### (2) 調査実施者

総務大臣及び経済産業大臣が実施する。

( 3 ) 調査対象

日本標準産業分類に掲げる産業に属する全事業所のうち、以下の分類に属する事業所、国の事業所及び地方公共団体の事業所を除く事業所を対象とする。

ア 大分類 A - 農業，林業に属する個人経営の事業所

イ 大分類 B - 漁業に属する個人経営の事業所

ウ 大分類 N - 生活関連サービス業，娯楽業のうち、小分類792 - 家事サービス業に属する事業所

エ 大分類 R - サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96 - 外国公務に属する事業所

( 4 ) 調査事項

共通調査事項

経営組織、開設時期、従業者数、売上（収入）金額、営業費用及び費用内訳、事業別売上（収入）金額、主な事業の内容、電子商取引の有無及び割合、設備投資の有無及び取得額、自家用自動車の所有台数、土地・建物の有無、資本金等の額及び外国資本比率、決算月 等

産業別調査事項

事業別売上（生産、収入）金額、事業所の事業内容 等

( 5 ) 調査方法

調査員調査

単独事業所（ただし、 における特定の単独事業所を除く。）については、調査員が調査票の配布・回収を行う。または、調査員が調査票を配布し、市町村が郵送により回収を行う。

郵送調査

従業者数30人未満の複数事業所を有する企業の事業所については市区及び都道府県が、従業者数30人以上の複数事業所を有する企業の事業所については国が、それぞれ本所事業所に対して郵送により調査票の配布・回収を行う。

また、特定の単独事業所については、国が、郵送により調査票の配布・回収を行う。

オンライン調査

郵送調査の調査対象事業所のうち希望する事業所に対しては、オンラインにより調査票の回収を行う。

なお、 及び については、民間事業者によりすべての調査票の配布、一部の調査票の回収を実施する。

( 6 ) 結果の公表

集計した結果をインターネット、印刷物による方法により次のとおりに公表する。

速報集計

平成 25 年 1 月末日までに産業共通事項を公表する。

確報集計

平成 25 年夏頃から順次公表する。

#### 工業統計調査の平成23年調査の中止

工業統計調査は、工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策など、国や都道府県などの地方公共団体の行政施策の基礎資料とすることを目的として、明治42年から5年周期で実施されており、大正9年から毎年調査を実施している。

工業統計調査については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)において、「地方公共団体との連携を密にし、主要な関係統計調査との整合を図った上で」実施することとされたことから、平成23年実施の同調査は、活動調査で代替し中止する。

#### 商業統計調査の実施時期の変更

商業統計調査は、商業の実態を明らかにし商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和27年から2年ごとに実施されてきており、その後、昭和51年以降3年周期となり、さらに平成9年以降5年周期で本格調査を実施し、本格調査の2年後に簡易な方法による調査(簡易調査)が実施されてきた。

平成24年に実施予定とされている商業統計調査(本格調査)については、「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月各府省統計主管部局長等会議申合せ)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月閣議決定)等を踏まえ検討を進め決定された「経済センサスの枠組みについて」(平成18年3月経済センサス(仮称)の創設に関する検討会決定。以下「枠組み」という。)において、「経済センサス-活動調査の2年後に実施する」と整理されていることから、その実施時期を変更する。

#### 特定サービス産業実態調査の平成23年調査の中止

特定サービス産業実態調査は、我が国サービス産業の活動の実態と事業経営の現状を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和48年から毎年実施している。

特定サービス産業実態調査については、枠組みにおいて、「平成23年の特定サービス産業実態調査は、行わず」とされていることから、平成23年実施の同調査は中止する。



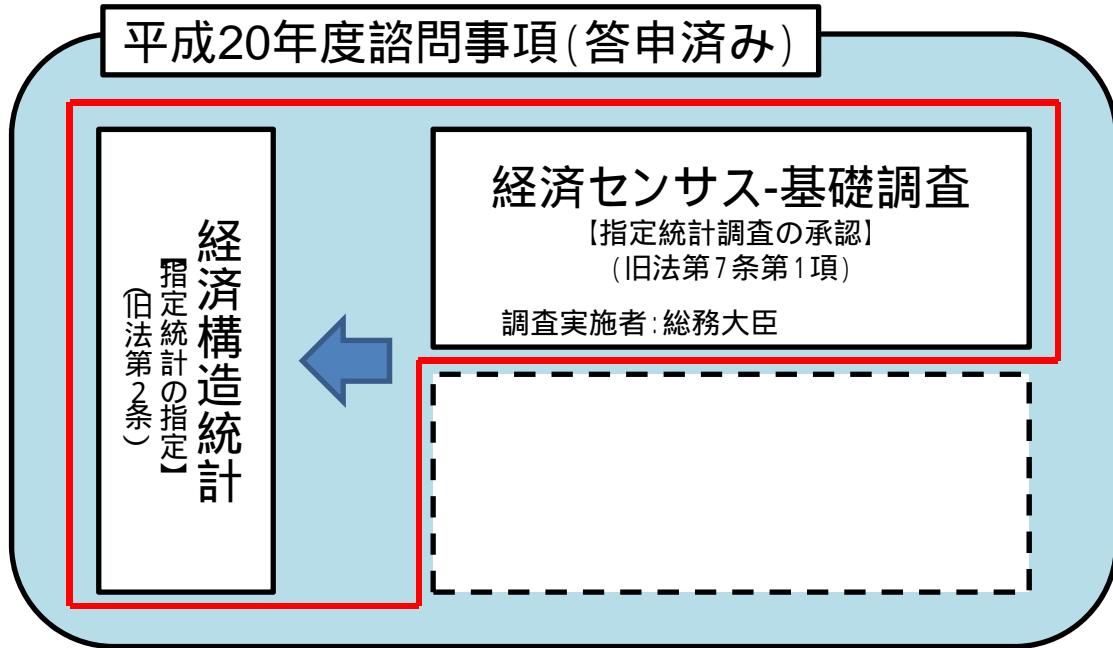
# 諮問の概要

## 経済構造統計の指定の変更

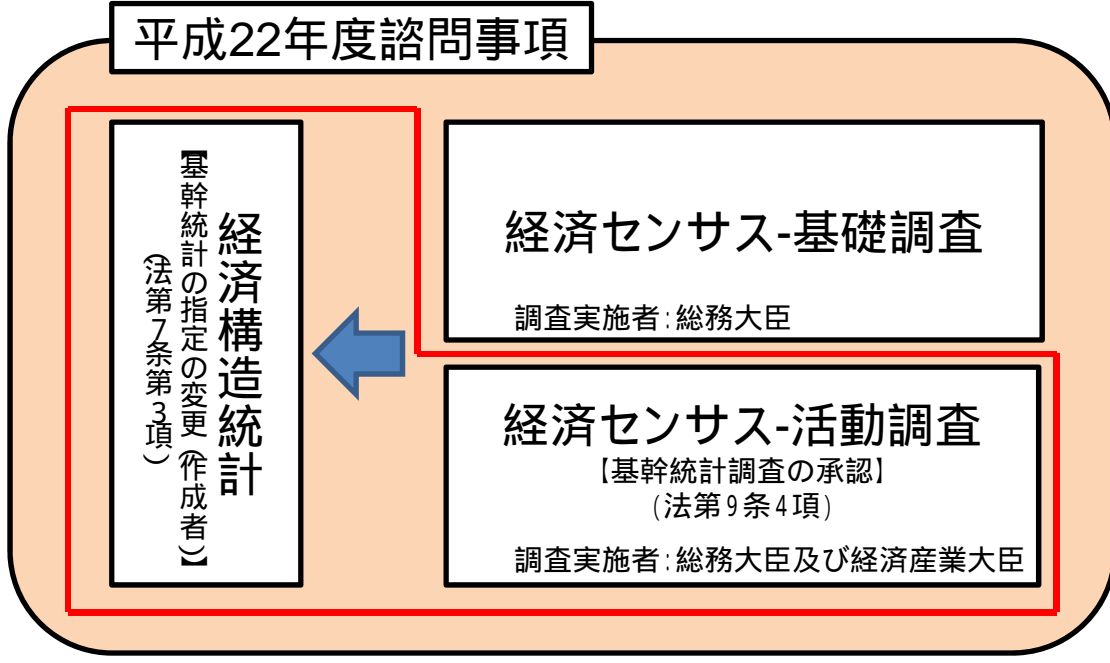
### 経済構造統計の構成

経済構造統計の目的  
すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにする。

#### 平成20年度諮問事項(答申済み)



#### 平成22年度諮問事項



(注) 法とは、統計法(平成19年法律第53号)、旧法とは、旧統計法(昭和22年法律第18号)のことを示している。

# 経済センサス-活動調査の承認

## 調査の目的

経済センサス-活動調査は、経済構造統計（すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

## 調査の概要

< 調査 期 日 > 平成24年 2 月 1 日現在

< 調査実施者 > 総務大臣、経済産業大臣

< 調査 対 象 > 日本標準産業分類に掲げる産業に属する全事業所のうち、以下の事業所、国及び地方公共団体の事業所を除く事業所について行う。  
・農業・林業・漁業に属する個人経営の事業所  
・家事サービス業に属する事業所  
・外国公務に属する事業所

< 調査 事 項 > (産業共通調査事項)  
経営組織、事業内容、売上金額、営業費用及び費用内訳、設備投資の有無 等  
(産業別調査事項)  
事業別売上金額、売場面積(小売業) 等

< 調査 方 法 > (調査員調査)  
総務省・経済産業省 都道府県 市町村 統計調査員 報告者  
(郵送及びオンライン調査)( )  
総務省・経済産業省 報告者  
総務省・経済産業省 都道府県 報告者  
総務省・経済産業省 都道府県 市 報告者  
民間事業者に調査票の配布・回収を委託する。

< 結果の公表 > 平成25年 1 月末日までに速報集計結果、同年夏以降順次確報集計結果を公表する。

~ 工業統計調査及び特定サービス産業実態調査の中止  
商業統計調査の実施時期の変更

活動調査によりその調査事項を把握するため、調査を中止するもの

工業統計調査の平成23年調査の中止

(周期:年、標本)

特定サービス産業実態調査の  
平成23年調査の中止

(周期:年、標本)

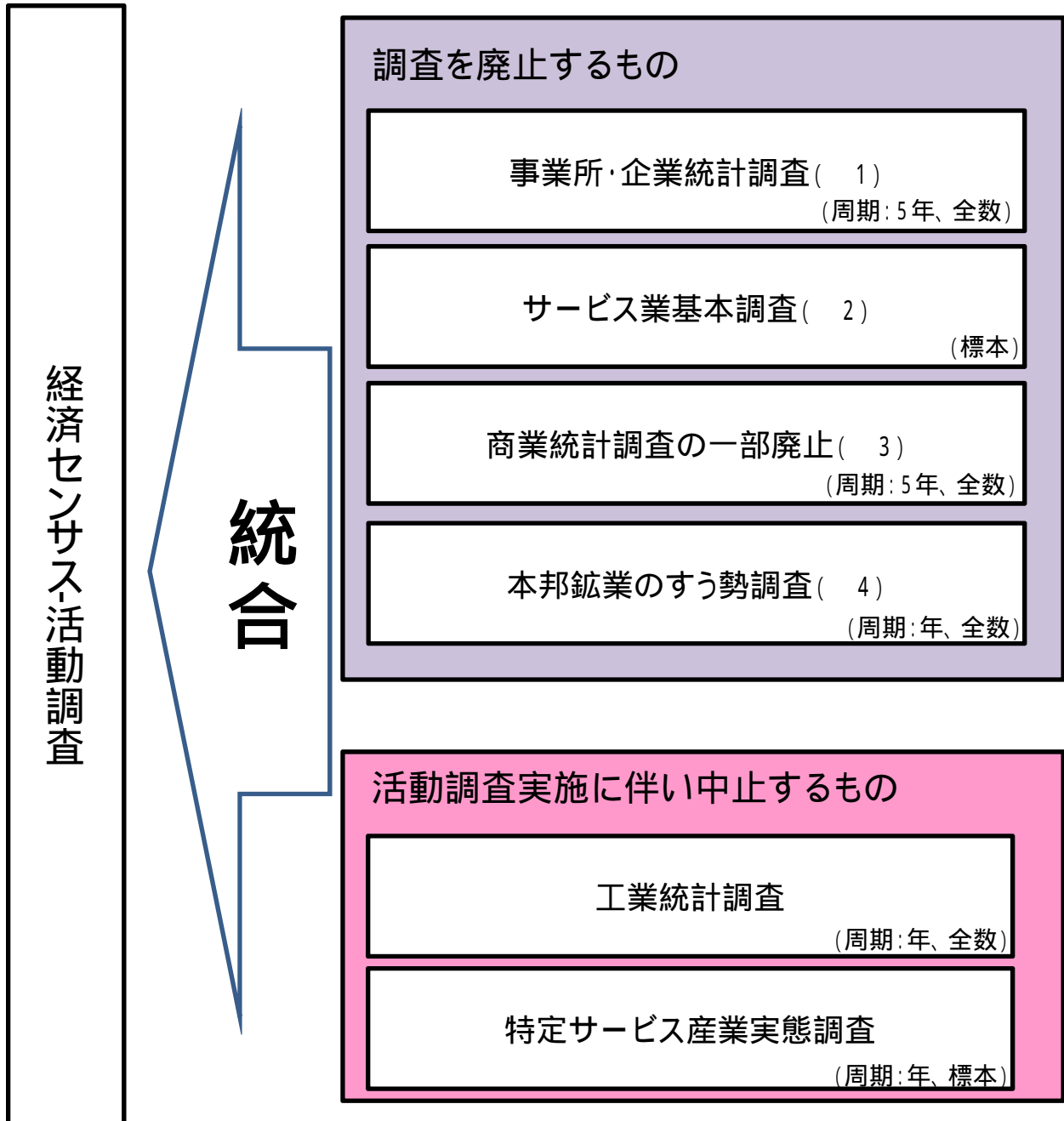
「経済センサスの枠組みについて」(平成18年3月経済センサス(仮称)の創設に関する検討会決定)において、「経済センサス-活動調査の2年後に実施する」と整理されていることから、その実施時期を変更するもの

商業統計調査の実施時期の変更

(周期:5年、全数)

(参考)

## 経済センサス-活動調査に統合される既存大規模統計調査



- 1 事業所・企業統計調査: 旧法下において廃止処理済み。
- 2 サービス業基本調査: 旧法下において廃止処理済み。
- 3 商業統計調査: 旧法下において変更処理済み。(簡易調査は今後実施しない。)
- 4 本邦鉱業のすう勢調査: 一般統計調査であり、統計委員会が関連する手続は生じない。

## 第22回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日時 平成22年12月6日(金)15:30~16:50
- 2 場所 中央合同庁舎4号館 共用第1214特別会議室
- 3 出席者
  - ・首藤部会長、廣松委員、佐々木委員、西郷専門委員、菅専門委員、近藤専門委員、野辺地専門委員
  - ・審議協力者(内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府、日本銀行)
  - ・調査実施者(江刺総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課平成24年経済センサス準備室長、佐々木平成24年経済センサス準備室統括統計官、今井経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室長、平野経済産業省経済産業政策局調査統計部サービス統計室長)
  - ・事務局(杉山内閣府統計委員会担当室参事官、坂井総務省国際統計企画官ほか3名)
- 4 議題 経済構造統計の指定の変更、経済センサス-活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について

## 5 概要

(1) 事務局から、前回部会結果の概要について説明が行われ、その後、答申案についての審議が行われた。審議の結果、答申案については所要の修正を行うこととされ、修正案を確認の上採択された。なお、答申案の修文の表現の最終確認については、部会長に一任することとされた。

(2) 委員・専門委員等からの主な意見は以下のとおり。

<答申案について>

(「2 経済センサス-活動調査の実施 (2)理由等 イ 調査対象」に対する意見)

調査対象名簿の作成の妥当性については、「調査対象の捕捉率を高める」という文言を加えるとともに、調査計画の説明には重複した記述があるため削除した方がよい。

(「2 経済センサス-活動調査の実施 (2)理由等 ウ 調査方法」に対する意見)

単独事業所の定義について、「支所等を持たない1か所のみの事業所」と表現されているが、かえって分かりにくくなっている。単独事業所は「単独事業所」で分かるので定義しない方がよい。

調査方法に関して、「単独事業所における積雪地域の調査方法」とあるが、唐突感があるため、平成24年経済センサス-活動調査において、積雪地域が問題とされる理由を分かりやすくするため、「平成24年2月1日現在で実施される」という文言を

加えた方が良い。

(「2 経済センサス-活動調査の実施 (2) 今後の課題」に対する意見)

活動調査結果の利用者における利用可能性について、「事業所の売上高と企業の売上高が集計可能となり」としているが、利用可能性が広がるのは売上高に限らないことから、「事業所と企業の経理事項の関係が明確になり」と表現した方が正確かつ分かりやすいので修正願いたい。

企業の内部取引額の取扱いにより「事業所の売上高と企業の売上高」が異なるとされているが、「同一企業内の事業所の売上高と企業の売上高」とした方がより正確である。

(その他)

上記のほか、調査実施者に対して、調査の際に考慮すべきこととして、製造業等における長期生産物の売上高の把握について、工業統計調査との継続性を含め調査対象に誤解が生じないようにしてほしいとの意見があったが、答申案に含意されているため、案文の修正は不要とされた。